

JIS

物流用語

JIS Z 0111 : 2006

(JILS/JSA)

平成 18 年 3 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 橋 輝 男	早稲田大学名誉教授
(委員)	石 井 徹 郎	社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	岩 橋 俊 彦	社団法人日本産業車両協会
	佐 伯 洋	国土交通省
	佐々木 春 夫	社団法人日本包装技術協会
	庄 野 勝 彦	社団法人日本産業機械工業会
	鷹 薮 豊 二	社団法人全日本トラック協会
	高 橋 哲 也	厚生労働省
	永 井 元	株式会社商船三井
	福 本 博 二	社団法人日本パレット協会
	三 浦 明	株式会社日通総合研究所
	宮 澤 幸 成	日本貨物鉄道株式会社
	宮 部 俊 一	社団法人日本航空宇宙工業会
	和 田 昌 雄	国土交通省

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 60.11.1 改正：平成 18.3.25

官 報 公 示：平成 18.3.27

原 案 作 成 者：社団法人日本ロジスティクスシステム協会

(〒105-0014 東京都港区芝 2-28-8 芝 2 丁目ビル TEL 03-5484-4021)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：物流技術専門委員会 (委員長 高橋 輝男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ロジスティクスシステム協会(JILS)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS Z 0111:1999** は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 分類.....	1
3. 用語及び定義.....	1
解 説.....	10
索 引.....	16

物流用語

Glossary of terms for physical distribution

序文 物流の体系化及び標準化を進めるに当たり、物流活動に関連して使用される物流用語の定義を明確化し、また、統一を図る必要から、1985年にJIS Z 0111が制定された。その後、1999年には用語の全般的な見直しと、新たな分類項目（情報）の追加を行った。その後5年を経過し、その間の環境変化に対応するため、各用語の見直し及び新たな分類項目（流通加工）の追加を行った。

1. **適用範囲** この規格は、物流活動に用いられる主な用語及びその定義について規定する。
2. **分類** 用語は、次のとおり分類する。
 - a) 物流一般
 - b) 包装・貨物
 - c) 輸送
 - d) 保管
 - e) 荷役
 - f) 流通加工
 - g) 情報
3. **用語及び定義** 用語及び定義は、次による。
なお、参考として対応英語を示す。